

# チューネンの孤立国における自然賃金

水野 忠尚（早稲田大学大学院）

## I. はじめに

チューネンが自分の墓に刻ませるほど執着した自然賃金の公式は、これまで各様に解釈されており決定的なものはない。しかし自然賃金は、そのみを切り離して単独で扱うべきではなく、孤立国のなかでの自然賃金の位置づけを明らかにし、全体のなかで理解されるべきでものであると考える。自然賃金の背後には、チューネンの地代が持つ二面性、すなわち土地の合理的な配分に関しての価格としての地代と国家に収納される地代という二つの顔が存在する。地代の二面性の下で自然賃金は、彼の理想国家において資本家と労働者という対立を合理的に解決しようと意図していたことを示したい。

ヨハン・ハインリッヒ・フォン・チューネン(Johann Heinrich von Thünen)は、1783年北ドイツ、フリースランドの地主の旧家に生まれ、1810年からハンザ都市ロストック近郊のテローの農場の経営に従事し、1850年に同じ農場で息を引き取った。『孤立国』<sup>1</sup>は、1826年に『農業と国民経済に関する孤立国』として単行本で出版され、1842年に増補・改訂されて第一部となった。『孤立国』第二部第1編は、彼が生涯を終えた1850年に出版された。更に13年後の1863年に、シューマハー・ツアルヒリンにより第二部第2篇及び第三部が編集され出版された。

チューネンの生きた時代は、ナポレオンの時代の影響を受け、プロシャでも農民解放など農業改革が始まった時期であり、土地所有に基づくそれまでの地主への隷属的な関係が消滅し、農村が大きく変化し、大土地所有者は農業企業家へと変貌する一方で、反動の時代でもあり、社会的に不安定な時代であった。こうした時代の流れの中で『孤立国』は生まれた。

第一部では、都市を中心として同心円上に展開する農業が想定され、都市からの距離に応じて各種作物の作付がなされることが示され、第二部において所得の分配に関して彼の理想が孤立国を通じて語られる。

## II. これまでの評価

孤立国第二部で提示された「自然賃金」については批判が多く、一般的に誤ったものと見做されている。例えば当該書の訳者としても有名な近藤康男は、「労賃<sup>2</sup>、利子のような

<sup>1</sup> Thünenn, J. H. v. (1826, 50, 63.), *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie, oder Untersuchungen über den Einfluss, den die Getreidepreise, der Reichtum des Bodens und die Abgaben auf den Ackerbau ausüben*, (近藤康男, 能代幸雄訳『孤立国』, 日本経済評論社)。

<sup>2</sup> 労賃, 労銀など原書, 訳書にあるものはそのままとし, それ以外のものは賃金として表現を統

ものは社会的に考えてはじめて説明されるべきものである」(1928 [1974] チューネン孤立国の研究『近藤康夫著作集』農山村文化研究会 p. 623) と批判している。またリスト研究の大家である小林昇も「階級的矛盾への関心はここには見出されない。…『孤立国』のモデルは、労働者が同時に資本財の供給者とされているから、そこでの賃金はユートピアのものである。」(小林昇・杉原四郎編『新版経済学史』有斐閣, pp. 127-128) と全く評価していない。

一方当時東京商大助教授であった山田雄三は、『チューネン分配論の研究』の中で「…チューネンの着眼点には認むべきものありとしても、その議論は過度に単純であり、経済行程の全機構との関連において規定されない弱点を持つと考えるものである。」(山田雄三(1934)『チューネン分配論の研究』森山書店 p. 160) とし、そして「…理論に不当な仮定を許すことにより他方事実の検証を伴わせしめざるにより、理想論への誘惑に堕した。」(同書, pp. 121-212) と批判している。

2008 年に出版された『ドイツ経済思想史』<sup>3</sup>のなかで、自然賃金について慶応大学池田幸弘教授は、「古今の学者がチューネンの最大化問題の無理のない解釈、自然な解釈の可能性を探っているが、まだ説得的な答えは得られていない。」(同書, p. 81) として否定するのではなく、これがいまだ解かれていない問題としている。

一方海外では、例えばマーシャルは、遺稿集のなかで、チューネンは誠実な数学者であったが力不足であった、と批判する一方で、“I love von Thünen above all my other masters.” と最高の敬愛の念を示している (Edited by A. C. Pigou, 1925, *Memorial of Alfred Marshall*, McMillan, London, p. 360).

サミュエルソン (Samuelson, P. A.) は、生誕 200 年を記念する論文<sup>4</sup>で、自然賃金について、「世界を改革しようという大きな刺激が、彼をして世界に対して大言壮語する処方箋を作ることに駆り立てたと思われる」(Samuelson, P. A. (1983), p. 1487 論者訳) と言い、またドーフマン (Dorfman, R.) は、チューネンの資本財には償却が考えられていない等の批判を加えた<sup>5</sup>。いずれにせよ両者は、生産量とその価格を一定とおいて賃金のみを変数として微分している点を問題にした。

また母国ドイツでは、ケインジアンとして有名なシュナイダー (Schneider, E. 1900-70) が、生誕 175 年の記念論文 (Schneider, E. (1959), pp. 27-28. 論者訳) において、

「チューネンの研究は初めての壮大な試みであり、権力とイデオロギーの世界から分

---

一した。

<sup>3</sup> 池田幸弘 (2008) 「数理的方法と限界分析の端緒的試み」田村信一・原田哲史編『ドイツ経済思想史』八千代出版 p. 81.

<sup>4</sup> Samuelson, P. A. (1983) "Thünen at two hundred", *Journal of Economic Literature*, 21 (4), pp. 1468-1488.

<sup>5</sup> Dorfman, R. (1986), Comment: P. A. Samuelson, "Thünen at two hundred". *Journal of Economic Literature*, 24, pp. 1773-1776.

配論を解放するものであり、…経済理論が働くところでは、彼の思想、彼の労働の捉え方、彼の問題提起が、今でも実り多く働いている。」

と前向きな評価を与えている。また学説史家ザリーン(Salin, E. 1892-1974)は、その全体的な捉え方を非常に積極的に評価して、チューネンの孤立国は社会全体を捉えるシステムであり、その壮大なスケール、構想力から、ドイツ経済思想のなかでも F. リストに次ぐ第二の巨人であると位置づけている<sup>6</sup>。

そして学説史家ハイマン(Heimann, E. 1889-1967)は、彼の『経済学説史』<sup>7</sup>のなかで自然賃金は地代の解釈から出て来るものであるとする示唆に富んだ指摘をおこなっている。

以上のように各人の評価は各様に与えられているが、総じて言えば、

- 1) 自然賃金の構成・導出に問題あり、数式の体系に致命的欠陥がありとするもの、
- 2) 自然賃金には数式の立て方に問題はあるが、何らかの意義を認めるもの、
- 3) 自然賃金は孤立国の一部であり、自然賃金に問題ありとしても部分的な問題であり、その全体性・構想を高く評価すべきとする見方。

に分けられる。つまり自然賃金の数式には大なり小なり問題があることは一般的に受け入れられているものの、孤立国の捉え方により自然賃金の評価も分かれて来る。しかし意見が分かれるにせよ、社会的正義を追求する姿勢を評価する者は多い。

### Ⅲ. 自然賃金

チューネンは、孤立国の仕組みとして農業以外は全て中心都市及びその周辺に配置されるとした。地味を一定とし、中央にある唯一の市場で農作物の価格が決定され取引されるとすると、農作物の生産は利潤率に従って第一圏から第六圏に同心円状に展開されることを孤立国第一部で示した。

第二部において彼の視線は孤立国の社会に広がる。チューネンは暴力革命を避け、労働者と資本家の融和と社会進歩を考え、一つの理想をこの孤立国に託した。彼は労働者に対する有産階級の責任を問う。それまで作物の配置にとって重要であった地代は、収益の分配を考察する段階になると見方を一転する。地代について、孤立国の第二部第1編第14章「孤立国においてはその限界に賃金・利率間の関係を定める場がある」(前掲訳書 pp. 405-406)において、土地が潤沢にあり只で入手出来るという前提から、それは第5圏の三圃式農業圏の外側で第6圏畜産圏であるとされる。そこでは地代は0であるが、それ以外の場所では地代はおりにふれその都度計算されているものの、その成果の分配になると、地代について語られなくなる。その答えとして第一部第3篇第38章「土地地代の課税」において以下のように述べている。

<sup>6</sup> Salin, E. (1926) "Der isolierter Staat 1826-1926 ". *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 81(3), pp. 410-431.

<sup>7</sup> Heiman, E. (1945), *History of Economic Doctorines*, Oxford University Press, Inc, New York, (喜多村浩訳『経済学史』中央公論社 p. 182).

「…全ての土地の地代が税で取り上げられても、土地の耕作はそれでも以前のままだに残る。…土地の地代は、労働と資本の投入によらず、農場の位置あるいは土性が偶然に優れていることによって生じたのであるが、それはまた資本や労働の投下を乱したり減らしたりすることなしに取り去ることも可能なのである。」(前掲邦訳 p. 263). 従って地代は国家に帰属すると示唆している。チューネンは、地代を道徳的に返上されるべきものと考えていた。それは資本がかつての労働によって形成されたのと比べ、地代は何等の努力に基づかず土地の所有者に発生するものとして捉えられているからである。

自然賃金は、以下のようにして導かれる<sup>8</sup>。

新たに農場を建設する場合、農場建設の直接的作業を行う者(第一班)と彼等の生活維持のために食糧生産を行う者(第二班)との二つに分かれる(前掲邦訳 p. 377)。

第一班の人達の生存維持に必要な食糧等は、第二班の人達の労働から生みだされるので、一人当たりの賃金を生活必要賃金  $a$  とそれを越える分(超過分<sup>9</sup>)  $y$  とすると、第一班の職糧は、第二班の人達の労働のうちの(超過分)  $y$  によって賄われる必要があるので、全体人数を求め、一人当たり生産額  $p$  から賃金  $(a+y)$  を控除したものを微分

して収益最大値を求めると、 $a + y = \sqrt{ap}$  が求められる。

これは賃金が労働者の必要生活費と労働の生産物の売り上げの比例中項となる場合であり、そのとき生産者の収益が最大になることを意味している。それを自然賃金と呼んだ。これが生産者の収益を最大にするためにあるべき賃金である。

## VI. 自然賃金と地代の位置づけ

自然賃金の出発点は地代の発生しない場所である。これは議論を単純化するために行われたと思われるが、しからば地代がゼロでない場所での賃金は如何になるのだろうか？

チューネンは孤立国のなかで度々地代について述べている。彼は粗収入から種、耕作、収穫、共通経営費、建物・柵などにかかる利子を除いた残りを土地収益または土地地代と呼び、土地収益からまだ租税を引き去らないものと定義している(前掲邦訳 pp. 26-27)。

しかし地代に対する課税は、合理的な立地に影響を与えないことから国民経済にとって害が無く、また道徳的でもあるとチューネンは見ている。つまり孤立国の地代は、概念的には発生するが、課税により引きさられてしまう。チューネンの孤立国の地代は、第一の顔で農業の作付けの最適配分を行い、第二の顔で国家に収納され、自然賃金と利潤のみ

<sup>8</sup> Thünenn, J. H. v., 邦訳 p. 419. 寺尾琢磨(1925)「Johann Heinrich von Thünenの自然利子率論について」『三田学会雑誌』19巻 pp. 113-139. 山田雄三(1934)『チューネン分配論の研究』森山書店、第5章自然労銀論 pp. 147-172.

<sup>9</sup> 超過分を余剰とする訳もあるが、誤解を避けるために生存賃金を上回る賃料部分をここでは超過分と表す。

への収益分配がおこなわれる。この二面的な地代の使い分けが孤立国のモデルを成立させているということが出来る。つまり孤立国ではどの場所でも地代は存在するが、地主の所得とはならない。そしてその結果収益の配分では利潤と賃金のみが存在することになる。この関係を扱うのが自然労賃なのである。

このことは、旧来の土地所有から生じる地代を得ようとする古い地主から近代的な合理性を指向する企業利潤を追求する農業家としての新しい地主への移行期を表している。しかしチューネン自身は反動の時代のなかにおり、「…この夢を公にしたら空想家あるいは革命家とされることを恐れなければならなかったので、…」(前掲邦訳 p. 339) と述べ、単なるユートピアや革命家とされてしまうことを恐れていた。そのために存命中は出版を先延ばしにしたと言われる<sup>10</sup>。

## V. チューネンの孤立国と現実の社会

$\sqrt{ap}$  という自然賃金は、当時の政治情勢・社会情勢を反映した社会への処方箋であった。自然賃金を受け入れることで資本家と労働者の両者の緊張関係を合理的に調和させようと考えた。合理的にチューネンの同心円を創出したように、賃金にも合理的な決定原理が存在するはずであるという点にこだわった。

「国民経済学的には、労賃は自然的かそれとも労働者に対する横領か？労働生産物の分配が労働者、資本家及び土地所有者の間に自然的に行われる法則はいかなるものであるべきか？この法則の研究は単に国民経済学的に興味があるばかりでなく道徳的な関心事である。」としている(前掲邦訳第二部第1編第1章「不明瞭な自然労賃の概念」, p. 331)。

その解決として労働者階級から資本家階級・経営者階級への移行ができることが必要であるとして、その移行には

- 1) 労働者の資本蓄積
- 2) 企業経営者または社会の高い地位の資格を得るのに必要な教育

が出来れば可能であると考えた(前掲邦訳 p. 459.)。それには、現実の賃金が生存賃金といわれるほど低い水準にあることが貧困を持続させる原因であり、実際の賃金が生存賃金と労働生産物との比例中項、つまり  $\sqrt{ap}$  から離れているために生じると結論した。チュ

ーネンは地代について第一部第3篇第38章「土地地代への課税」の中で、

「孤立国ではわれわれの土地の収穫は不変であり、そこでは土地地代はすべて国に帰属し、このことが土地の耕作に有害な影響を与えることはないとする事ができると前提した。」(前掲邦訳, p. 265)

<sup>10</sup> Salin, E. (1926), "Der isolierter Staat 1826-1926", *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 81 (3), p. 428.

と表現し、明白に地主への地代の配分を否定した。また資本については、第二部第1編第8章「労働による資本の形成」において、働いた賃金の一部（超過部分  $y$ ）が過去において蓄積され資本が形成されたものであると述べ、資本は過去の労働により創られたものとした。

チューネンの孤立国において、地代は資源（土地）の配分原理として必要が認められており、利潤も必要なものとされた。そして利潤に関しては、過去・現在の時間の違いはあっても勤勉な労働の結果によるものと考えられた。チューネンは孤立国において、労働者の賃金を合理的に決定することにより、資本家と労働者の間に存在する賃金を巡る緊張を取り除こうと考えた。

## VI. 結論

チューネンの孤立国は、合理的な農業生産の途を示すとともに、社会のあるべき姿を求める壮大なモデルであった。チューネンの自然賃金は一見するとユートピア的に見える。しかしユートピアを描くことにより現実を批判するという手法は、ルイ15世の宮廷に仕えるケネーが「経済表」を表すことにより体制批判を行ったといわれることに通じるものである<sup>11</sup>。チューネン自身が地主でありながら、地代を全て国家に収納するという思想は矛盾を含むものであり、あからさまに主張出来るものではなかった。チューネンが逡巡しながらも社会的正義を主張した孤立国は、彼の正義感の表れであった。チューネンの孤立国における自然賃金は、合理的資源配分を損なうことなく、暴力的な対立を解消していこうとする彼の願いを表すものであった。

自然賃金は以上のような思想のなかに位置づけられており、階級対立による緊張関係を解消しながら、労働者の環境を改善し、社会における地位向上をはかる途を開こうとするものであった。従って彼の思想を跡付けてみると、この方程式自体の正誤を論じることには余り意味が無く、むしろそこにチューネンの社会に対する姿勢が象徴的に現れており、自然賃金は彼の思想の現れとして捉えるのが適切であると考えられる。

---

<sup>11</sup> Quesnay, F (1694-1774) はルイ15世の顧問医である一方で、*Tableau Economique*（戸田正雄、増井健一訳「経済表」岩波文庫）により、アダム・スミスや後の産業連関表など経済学に大きな影響を与えたといわれる（経済史学会編 経済思想史辞典 ケネーの項参照）。「経済表」に当時のフランス社会の一種の理想状態を描くことにより、間接的に現実の政策批判を行い、特にコルベールの政策を批判したといわれる。